

第 6194 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月13日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 簡易課税の事後選択特例

Q : 消費税の軽減税率が導入される場合には、簡易課税の事後選択特例が適用できるのか。どのような内容のものなのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

消費税の簡易課税制度は、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに所轄の税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

しかし、軽減税率制度が導入された場合には、複数税率に対応するシステムの改修が間に合わないことなども想定されることから、基準期間が5,000万円以下の課税事業者については、2019年10月1日から2020年9月30日までの日の属する課税期間において、簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合、届出書を提出した課税期間から簡易課税制度が受けられる(簡易課税の事後選択特例)こととなっています。

なお、2023年には、インボイス制度が導入され、仕入税額の計算方法が割戻し計算から積上げ計算に変更になりますが、このインボイス制度が導入される時には、この簡易課税の事後選択特例の適用はありませんので、注意してください。

ちなみに、この簡易課税の事後選択特例の適用を受けようとする事業者は、2019年7月1日から届出書を提出することができることになっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】